

令和6年度(2024年度)京田辺市保育所等利用選考基準表

指数合計 (A+B+C)	
-----------------	--

子ども氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 年齢 \_\_\_\_\_ 歳児クラス \_\_\_\_\_

基本指数表

区分		保護者の状況		保護者(父)	保護者(母)
1	就労時間 (法人が営む事業に に従事する者)	月間160時間以上		38	38
		月間140時間以上		36	36
		月間120時間以上		34	34
		月間100時間以上		30	30
		月間64時間以上		26	26
	加点	市外への単身赴任中(予定)		2	2
2	上記区分1以外で 就労 (主に個人事業等に 従事する者)	月間160時間以上		34	34
		月間140時間以上		32	32
		月間120時間以上		30	30
		月間100時間以上		26	26
		月間64時間以上		22	22
	加点	市外への単身赴任中(予定)		2	2
3	妊娠中・出産	(切迫流産等の入院は疾病の扱い)			5
4	疾病・障がい	1か月以上の入院をしている又は1か月以上の入院が決定している場合		38	38
		1か月以上の通院加療を行い、自宅で安静を要する状態である場合		26	26
		その他、医師が「保育できない」と診断する場合		15	15
		障がい			
		身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの認定がある		38	38
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳Bの認定がある		34	34
		身体障害者手帳4～6級、精神障害者保健福祉手帳3級の認定がある		26	26
5	介護・看護	同居の親族を自宅で常態的に介護・看護している		14	14
		長期入院等をしている親族を常態的に介護・看護している		12	12
		上記以外で親族の介護・看護を常態としている		10	10
6	震災・風水害等、 災害復旧	罹災証明等が全壊・全焼で市内に単世帯で避難し、復旧に従事		18	18
		その他証明区分で親族居宅に避難し、復旧に従事		10	10
		ボランティアとして月16日間以上の災害復旧作業に従事		15	15
7	求職活動中	採用予定			
		月間160時間以上就労予定		20	20
		月間140時間以上就労予定		16	16
		月間120時間以上就労予定		12	12
		月間100時間以上就労予定		10	10
		月間64時間以上就労予定		8	8
		起業準備中である		8	8
それ以外		6	6		
8	就学	自宅外の就学先に通学している		12	12
		職業訓練校に入校している		10	10
		就学内定または職業訓練校に入校予定である		8	8

○基本指数区分1～8の内、(父)(母)それぞれが1つの区分に該当します。複数の区分に該当する場合は、指数が高い区分のみを指数Aとします。

指数A

調整指数表

区分		世帯の状況		指数
1	ひとり親世帯 (戸籍異動済み)	児童扶養手当を受給している又は受給予定がある (全部支給・一部支給含む)		40
		認定を受けているが、上記手当の受給はない、保護者ひとりと子ども以外同居する者が ない(支給停止世帯)		
	※戸籍未異動	上記以外でひとり親世帯の認定がある又は認定申請中である 配偶者と離婚協議中でその配偶者分の証明書類が提出できない場合		30
2	生活保護世帯	生活保護受給証明の提出があり、かつ生活保護担当課やハローワークの就労支援事 業に参加している		3
		上記就労支援事業に参加していない生活保護世帯		2
3	生計中心者の失業 により就労が必要 (生活保護世帯を除 く)	雇用保険受給資格が特定受給資格者又は特定理由離職者と判定されている		3
		その他会社(事業所)都合での離職と確認できる第三者が発行する書類がある		2
		上記以外の場合		1
4	虐待・DVのおそれが ある世帯	裁判所から保護命令、接近禁止命令等の発令が確認できる場合		6
		それ以外で本市家庭児童相談室、警察署、DVセンター等と相談中又は市外の担当と相 談中であることが確認できる場合		2
5	子どもに障がいがある 世帯	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれか 又は複数の交付がある		3
		各障害者手帳3級以下、療育手帳B相当の交付がある		1
6	育児休業からの復帰 (※)	育児休業取得期間が2年以上で復帰(出生日から起算)		2
		育児休業取得期間が1年以上2年未満で復帰(出生日から起算)		1
7	きょうだいの 施設利用	きょうだい3名以上が特定教育・保育施設、地域型保育事業又は 企業主導型保育事業を利用もしくは申請している(申請児本人を含む)		3
		きょうだい2名が特定教育・保育施設、地域型保育事業又は 企業主導型保育事業を利用もしくは申請している(申請児本人を含む)		2
8	多子世帯(※)	上記7に該当しない18歳未満のきょうだいが1名以上ある世帯		1
9	地域型保育事業等 の卒園児	本市の地域型保育事業及び0～2歳児までの保育所(南山保育所を除く)を卒園する児 童が、引き続き市内認可保育施設の利用を希望する場合		15
10	保育士、本市放課後 児童支援員として就 労中(採用予定を含 む)(※)	特定教育・保育施設、地域型保育事業又は本市の留守家庭児童会での就労 時間が月160時間以上		20
		特定教育・保育施設、地域型保育事業又は本市の留守家庭児童会での就労 時間が月120時間以上		10
		特定教育・保育施設、地域型保育事業又は本市の留守家庭児童会での就労 時間が月120時間未満		5
		本市の特定教育・保育施設及び地域型保育事業で就労		6

○調整指数区分1～9については、世帯単位で該当する項目の指数を合算します。

○調整指数区分10については、保護者単位で該当する項目の指数を合算します。

指数B

その他	保護者、世帯又は子どもの状況から市が特に「保育が必要である」と認める場合(児童虐待など特別の支 援を要する家庭)	別途、利用調整
-----	---	---------

(※)区分6は、育児休業取得対象児童に係る調整時のみ加点する項目です。

(※)区分8・10は、新規入所申請の調整時のみ加点する項目です。

補正指数表

区分	補正項目	指数
1	同居する18歳以上65歳未満の就学中ではない世帯員が、無職かつ疾病、障がいがない状態である場合	-1
2	同居する未就学児(きょうだい)の申請がない場合(疾病・障がいを除く)	-5
3	正当な理由なく、保育料又は給食費の滞納がある場合(申請日現在)	-20
4	保育の利用開始希望月の属する年度内に保育の利用内定を受けたが、自己都合により辞退したことのある場合	-35
5	認可保育施設又は幼稚園を利用している又は優先的に利用できる場合	-5
6	企業主導型保育事業を利用している場合	-2
7	すでに市内認可保育施設(認定こども園の1号部分を含む)を別々に利用する2名以上のきょうだいがあり、いずれかが在園する保育施設へ転所を希望する場合	+6
8	きょうだいが在園する保育施設(認定こども園の1号部分を含む)を第一希望として新規利用申請をしている場合	+2
9	基本指数表の区分2に該当する事業に従事し、就労証明書に営業証明書以外の添付資料がある場合	+4
10	保護者が内職に従事している場合	-5
		指数C

○補正指数区分1～8については、世帯単位で該当する項目の指数を合算します。  
 ○補正指数区分9・10については、保護者単位で該当する項目の指数を合算します。

優先比較項目表

区分	要件	優先度
1	保護者が市内特定教育・保育施設、地域型保育事業で保育士として就労中又はその予定である世帯	高 ↓ 低
2	虐待・DVIによるケースの世帯又はそのおそれにある世帯	
3	ひとり親世帯	
4	養育している就学前児童の人数が多い世帯	
5	養育している18歳未満の子どもの人数が多い世帯	
6	基本指数の高い世帯(補正指数表区分9を含む。)	
7	調整指数の高い世帯	
8	保護者の月間就労日数がより多い場合 ※就労日数の少ない方で比較	
9	保護者の不在時間(保育できない時間)がより長い場合 ※通勤時間含む	
10	保育料又は給食費の滞納がない世帯	
11	利用希望する施設にすでにきょうだいが在籍する又は同時に申請している世帯	
12	同居する親族がない世帯	
13	保護者のいずれかが18歳未満の世帯	
14	利用調整を行う保育所等において希望順位の高い世帯	
15	障がい児(者)と同居している世帯	
16	その他、市が優先すべきと判断する世帯	

○指数の合計が同じであった場合、優先比較項目の要件を勘案し優先度を判断します。

○複数の要件にあてはまる場合、優先度が高い要件で比較します。